

# 総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

公共施設におけるブロック塀等への対応について

資料 1 公共施設におけるブロック塀等への対応  
について

資料 2 ブロック塀の形態について

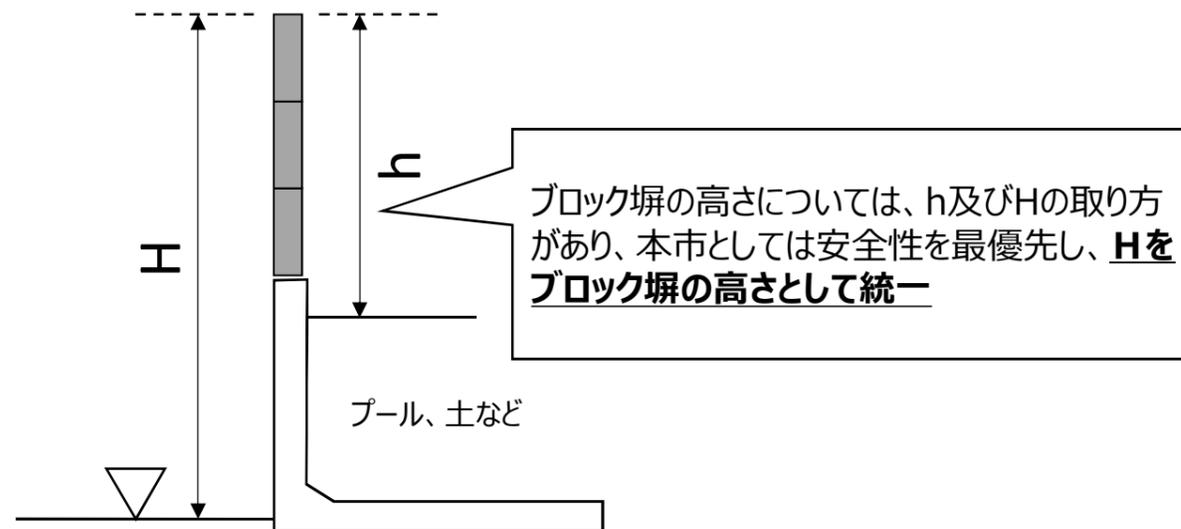
平成30年7月26日

総務企画局

### 1 経過

- 6月18日：大阪府で地震発生
- 6月19日：教育委員会事務局より各学校へブロック塀の有無について報告を指示  
危機管理監から公共施設のブロック塀点検の通知
- 6月22日～6月27日：教育委員会事務局がブロック塀の調査を実施
- 6月27日：学校を除く公共施設管理者に対しブロック塀の調査の説明会を開催
- 6月29日：教育委員会事務局が、詳細調査が必要な小学校2校を公表  
(南河原小学校、梶ヶ谷小学校)
- 7月13日：公共施設におけるブロック塀等の調査経過について公表

### 2 ブロック塀の高さの考え方



### 3 調査手順について

- 第1段階 職員の目視によるチェック（13項目）
  - 1 ブロック塀の有無、2 塀の長さ、3 設置箇所、4 高さ、5 壁厚、6 控え壁の有無、7 控え壁の長さ、8 控え壁の間隔、9 石垣、擁壁の上部、10 増し積み、11 土留めの有無、12 傾き、13 ぐらつき・ひび割れ、14 写真、15 配置図
- 第2段階 建築職による写真等調査  
第1段階の結果の精査を行い、集計表の作成及び対応策の検討
- 第3段階 控え壁がないブロック塀への対応  
高さ2.2メートルを超えないが控え壁のない施設のブロック塀の詳細調査を実施。撤去・改修が必要な施設については、改善計画の策定を各所管局において行う。

### 4 調査経過について

現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀を有する施設	ブロック塀	
	高さ2.2m超	高さ2.2m以下で仕様を満たす控え壁無し
121施設	5施設	116施設

### 5 今後の対応について

- (1) 教育委員会事務局及び市長部局のブロック塀に対する考え方は同じ
- (2) **2.2メートルの高さを一つの安全基準とし、当該高さを超えるブロック塀については早急に撤去を行い、代替えの柵等を設置する。**(年度内を目途に対応完了予定。)
- (3) **2.2メートル以下のブロック塀で控え壁を設置していないブロック塀の内訳には、1.2メートル未満のブロック塀も含まれるため、対応については精査した上で撤去・改修等を行う。**(今後の対応には時間を要する。) また、**対応数については増減が見込まれる。**
- (4) 今後の公共建築物の安全性のあり方等について説明会を開催予定

# ブロック塀の形態について

